

奈良県感染症対策連携協議会部会設置要領

(設置)

第1条 奈良県感染症対策連携協議会運営要領第6条の規定に基づき設置する部会に関し、奈良県感染症対策連携協議会運営要領に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 奈良県感染症対策連携協議会に、次の部会を設置する。

部会名	協議事項
発生動向・入院医療部会	感染症（結核を除く。以下この条において同じ。）の医療提供体制（入院体制）及び発生動向に関すること ※本部会は、感染症発生動向調査事業実施要綱（平成11年3月19日付け健医発第458号）第4の4(2)に規定する地方感染症発生動向調査委員会を兼ねて設置するものとする
外来・在宅医療部会	感染症の医療提供体制（外来診療体制、自宅療養者等への医療提供）に関すること
保健所部会	感染症対応に係る保健所体制に関すること
結核部会	結核対策全般に関すること

(庶務)

第3条 部会の庶務は、奈良県福祉保険部医療政策局疾病対策課において処理する。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和5年7月6日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

この要領は、令和8年4月1日から施行する。